

板柳中学校改築に伴う基本・実施設計業務  
プロポーザル実施要領

板柳町教育委員会

## 1 目的

本実施要領は、板柳中学校を改築するにあたり、公募型プロポーザルにより設計者を選定する手続きについて必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

- (1) 業 務 名 : 板柳中学校改築工事基本・実施設計業務委託
- (2) 業 務 内 容 : 板柳中学校改築工事の基本設計及び実施設計
- (3) 履 行 期 間 : 平成29年2月中旬から平成30年3月26日(予定)
- (4) 予 定 設 計 委 託 金 額 : 49,961千円
- (5) 建 物 概 要 : 建物概要は、「板柳中学校改築計画の概要」による。
- (6) 事 務 局 : 〒038-3672

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井61

板柳町教育委員会学務課

TEL: 0172-40-0567 (直通)

FAX: 0172-72-1801

メールアドレス: ita-kyoui@town.itayanagi.aomori.jp

## 3 応募資格

プロポーザルの応募資格は、参加表明書提出日現在において以下の要件を満たす者(共同企業体は可とし、(8)の要件については、その内1者が満たす者)とする。なお、契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 板柳町建設業者等指名停止規則(平成10年7月13日規則第10号)による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 板柳町暴力団排除措置要綱(平成24年6月18日訓令第1号)による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、板柳町が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録をしていること。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 本プロポーザルに関して、他の応募者の協力者(協力事務所)等になっていないこと。  
※協力者(協力事務所)とは、設計業務を実施する上で、応募者が業務の一部を再委託する設計事務所等である。
- (8) 平成18年4月以降に、積雪地に延床面積2,000㎡以上(木造)の公共施設の建設に関する設計業務実績があること。(平成18年4月以降に設計が完了した施設の設計業務)

#### 4 スケジュール

本業務のスケジュール（予定）は以下のとおりとする。

平成28年12月6日（火）	実施要領の公表（ホームページに掲載）
平成28年12月6日（火） ～12月19日（月）	参加表明書の提出
平成28年12月12日（月）	現地見学会
平成28年12月6日（火） ～12月12日（月）	参加表明書に関する質問受付
平成28年12月15日（木）	質問回答（ホームページに掲載）
平成28年12月19日（月）	参加表明書の提出締切り
平成28年12月26日（月）以降	第一次審査結果通知送付
平成29年1月5日（木） ～2月3日（金）	技術提案書の提出
平成29年1月10日（火） ～1月17日（火）	技術提案書に関する質問受付
平成29年1月25日（水）	質問回答（ホームページに掲載）
平成29年2月3日（金）	技術提案書の提出締切り
平成29年2月10日（金）	ヒアリング等の実施
平成29年2月10日（金）以降	第二次審査結果通知送付
平成29年2月中旬	審査結果公表（ホームページに掲載）
平成29年2月中旬契約締結	

#### 5 審査方法及び評価項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。審査は二段階審査方式で実施し、板柳町設計等業務に係るプロポーザル方式等実施要綱（平成28年10月13日施行）に規定する審査委員会が審査し、選定する。

(1) 第一次審査 「参加表明書」に基づき審査を行う。

①主な評価項目

(ア) 設計担当チームの能力

(イ) 管理技術者、担当技術者の資格、同種・類似業務実績、繁忙度、CPD取得状況、受賞歴等

(ウ) 業務実施方針の記述による本設計業務に対する姿勢等

②第一次審査通過者の選定方法

(ア) 「参加表明書等作成要領」の様式3から様式9について、事務局が所定の基準に基づき採点を行う。

(イ) (ア) の採点結果と業務実施方針について、審査委員が総合的に審議・評価をした上で、第一次審査通過者（5者程度）とする。

(2) 第二次審査 「技術提案書」に基づく審査並びに業務を担当する者のヒアリング審査を実施し、設計業務受託候補者及び次席者を選定する。

### ①主な評価項目

- (ア) 業務への取組意欲、理解度、柔軟性等
- (イ) 提案の的確性、独創性、実現性及び説明能力等

## 6 参加表明書及び技術提案書の作成について

参加表明書及び技術提案書については、「参加表明書等作成要領」及び「技術提案書等作成要領」に基づき作成すること。

## 7 ヒアリングの実施

第一次審査でのヒアリングは実施しない。

第二次審査のヒアリングは、業務を担当する者による技術提案書の説明と併せて実施する。ヒアリングの日時、場所及び留意事項等は、第一次審査通過者の選定後に別途通知する。

## 8 手続き等

### (1) 第一次審査

#### ①参加表明書の提出

提出場所：事務局（板柳町教育委員会学務課）

提出期日：平成28年12月6日（火）～平成28年12月19日（月）17時必着

提出方法：持参または郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

#### ②質問の受付

受付方法：電子メールまたはFAXで受け付ける

（書式は「参加表明書等作成要領」の様式11の「質問票」を使用して送信すること）。

※件名は、「【会社名】第一次審査に関する質問」とすること。

受付アドレス：[ita-kyoui@town.itayanagi.aomori.jp](mailto:ita-kyoui@town.itayanagi.aomori.jp)

FAX：0172-72-1801（事務局 板柳町教育委員会学務課）

受付期間：平成28年12月6日（火）～平成28年12月12日（月）16時

※「質問票」受け取り後、事務局より送信元へ確認メールまたはFAXを送付する。平成28年12月12日（月）17時までに確認メールまたはFAXが届かなかった場合、事務局に電話で確認すること。

回答予定日：平成28年12月15日（木）

※下記板柳町ホームページにおいて回答する。

<http://www.town.itayanagi.aomori.jp/>

#### ③第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、平成28年12月26日（月）以降に、参加表明書を提出した全者に、書面により通知（郵送）する。

### (2) 第二次審査

#### ①技術提案書の提出

提出場所：事務局（板柳町教育委員会学務課）

提出期日：平成29年1月5日（木）～平成29年2月3日（金）17時必着

提出方法：持参または郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

## ②質問の受付

受付方法：電子メールまたはFAXで受け付ける

（書式は「技術提案書等作成要領」様式4の「質問票」を使用し、送信すること）。

※件名は、「【会社名】第二次審査に関する質問」とすること。

受付アドレス：[ita-kyoui@town.itayanagi.aomori.jp](mailto:ita-kyoui@town.itayanagi.aomori.jp)

FAX：0172-72-1801（事務局 板柳町教育委員会学務課）

受付期間：平成29年1月10日（火）～平成29年1月17日（火）16時

※「質問票」受け取り後、事務局より送信元へ確認メールまたはFAXを送付する。平成29年1月17日（火）17時までに確認メールまたはFAXが届かなかった場合、事務局に電話で確認すること。

回答予定日：平成29年1月25日（水）

※下記板柳町ホームページにおいて回答する。

<http://www.town.itayanagi.aomori.jp/>

## ③第二次審査結果の通知

第二次審査の結果は、平成29年2月10日（金）以降に、技術提案書を提出した全者に、書面により通知（郵送）する。

## 9 非選定理由に関する事項

(1) 第一次審査及び第二次審査において選定されなかった者は、審査結果に関する書面が町長から通知された日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により町長に対して説明を求めることができる。

(2) 町長は、上記（1）に基づき説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に、書面により回答する。

(3) 説明請求書の受付場所 事務局（板柳町教育委員会学務課）

## 10 契約の締結

第二次審査において選定された設計業務受託候補者との協議が整った場合、契約を締結する。なお、協議が不調となった場合は次席者を交渉権者とする。

## 11 その他

(1) 要領及び関連情報の公開 2（6）記載の事務局及び下記板柳町ホームページ

<http://www.town.itayanagi.aomori.jp/>

(2) 現地見学会の実施

①日 時：平成28年12月12日（月）13時00分～15時00分

②受 付：板柳中学校体育館前（当日は担当職員による説明及び質疑応答は行わない。）

③その他：・受付にて所定の名札を受け取り、着用すること。

- ・校舎内への立ち入りはできない。
- ・建物や周辺環境の写真撮影は可とするが、生徒及び学校関係者の撮影は不可とする。

### (3) 無効となる参加表明書または技術提案書

参加表明書または技術提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加資格を失う。

- ①提出方法、提出場所及び提出期限に適合しないもの。
- ②作成要領で指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑦審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ⑧その他、審査委員会が不適格と認めるもの。

### (4) 受注資格の喪失

本件業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札への参加及び当該工事を請負うことができない。

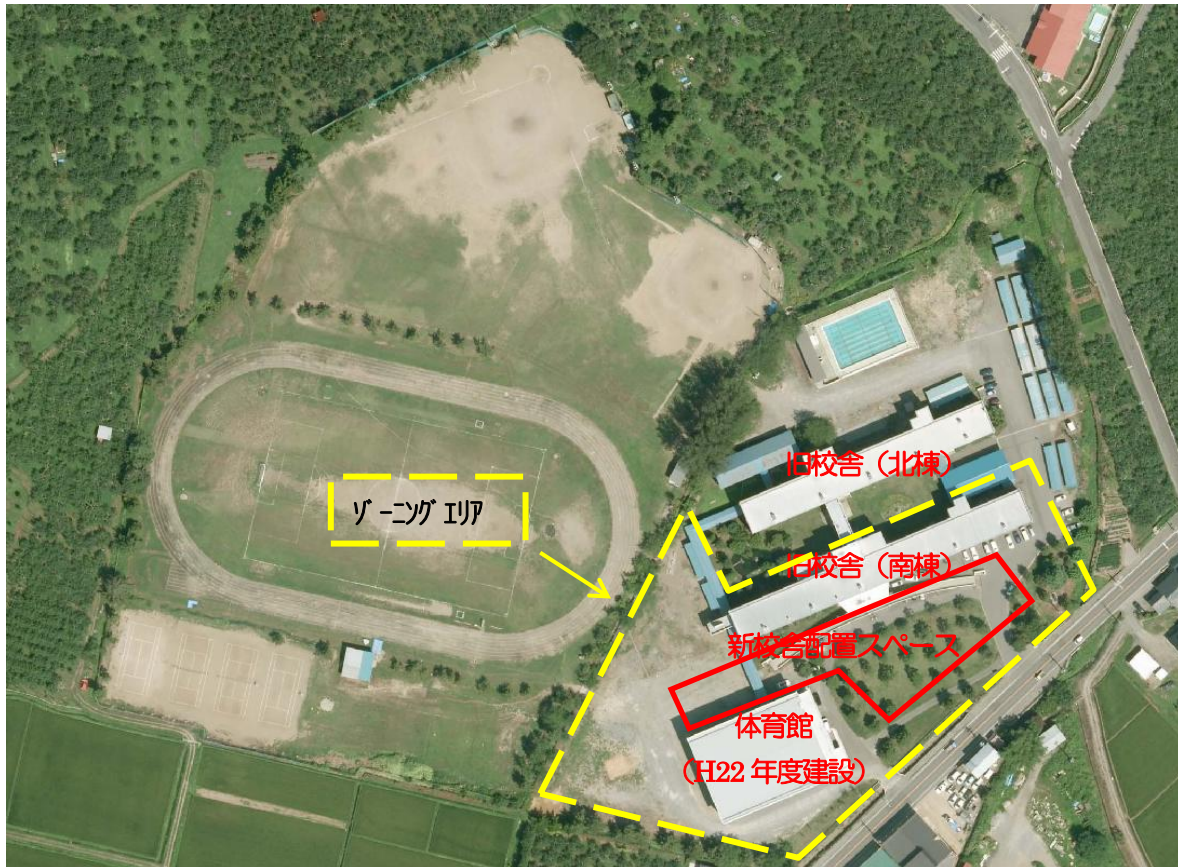
### (5) 提出に伴う費用

参加表明書及び技術提案書の作成・提出及びヒアリング等に係る費用の全ては、提出者の負担とする。

- (6) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書等の差替え及び再提出は原則認めない。
- (7) 参加表明書に記載した配置予定の技術者は、死亡・退職・病気休業等、特別な場合を除き、プロポーザル期間中及び受注後においても変更することができない（技術者間における担当変更も含む）。
- (8) 参加表明書に記載した協力事務所の変更は、プロポーザル期間中及び受注後においても原則認めない。
- (9) 第一次審査通過者として選定された者及び第二次審査で設計業務受託候補者として選定された者は公表することがある。
- (10) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (11) 提出された参加表明書及び技術提案書の返却はしない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (12) 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、技術提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者に帰するものとする。
- (13) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合、参加表明書及び技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした提出者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (14) 板柳町は、本業務において提出された技術提案書の内容に拘束されない。
- (15) 電子メール等の通信事故については、板柳町はいかなる責任も負わない。
- (16) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

## 板柳中学校改築計画の概要

### 1 建設予定地の概要



#### 計画敷地

- (1) 所在地 青森県北津軽郡板柳町大字三千石字五十嵐103番
- (2) 敷地面積 22,829 m<sup>2</sup>
- (3) 用途地域等
  - ① 用途地域：無指定
  - ② 防火地域：防火指定無
  - ③ 建ぺい率/容積率：70%/200%
- (4) 接道状況 南側 県道・五所川原岩木線 幅員11.2m

### 2 事業計画予定

- (1) 基本設計：平成29年2月中旬～平成29年7月末
- (2) 実施設計：平成29年8月～平成30年3月末
- (3) 建設工事：平成30年9月～平成31年12月末
- (4) 解体工事：平成30年5月～平成33年3月末
- (5) 供用開始：平成32年1月

### 3 予定設計委託費 49,961千円以内

4 予定工事費 約13億円(本体工事、外構工事含む)

※既存校舎解体費は、含まない。

5 想定施設規模

(1) 延床面積：おおむね4,500 m<sup>2</sup>

(2) 主要構造：木造

6 施設内容及び計画の基本的な考え方

詳細は以下の資料による。

・『板柳中学校改築基本計画』

※以下板柳町ホームページに掲載。

<http://www.town.itayanagi.aomori.jp/>

※『板柳中学校改築基本計画』に記載されている施設構成や室面積等については、基本設計期間に協議・検討するので、自由に提案してください。



板 教 学 発 第 号  
平 成 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名)

殿

板柳町長 成 田 誠

板柳中学校改築工事基本・実施設計業務委託に係る  
公募型プロポーザル第一次審査の結果 (通知)

標記について、御社から提出された参加表明書等を評価項目及び評価基準に基づき総合的に評価・審査した結果、第一次審査を通過しましたので通知いたします。

なお、第二次審査については、「技術提案書等作成要領」に基づき、ヒアリングをおこないますので下記の日程のとおり要請します。

記

1. 提出書類及び回数 「技術提案書等作成要領」に記載
2. 提出期日 平成29年1月5日(木)～平成29年2月3日(金)
3. ヒアリング日程 平成29年2月10日(金)

【問い合わせ先】板柳町教育委員会学務課  
TEL：0172-40-0567 (直通)  
FAX：0172-72-1801

板 教 学 発 第 号  
平 成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

殿

板柳町長 成 田 誠

板柳中学校改築工事基本・実施設計業務委託に係る  
公募型プロポーザル第一次審査の結果（通知）

標記について、御社から提出された参加表明書等を評価項目及び評価基準に基づき総合的に評価・審査した結果、一次審査を通過することができませんでしたので通知いたします。

今回、公募型プロポーザルにご参加いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

理由：

【問い合わせ先】板柳町教育委員会学務課  
TEL：0172-40-0567（直通）  
FAX：0172-72-1801

板 教 学 発 第 号  
平 成 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名)

殿

板柳町長 成 田 誠

### 受注候補者選定結果通知書

この度、板柳中学校改築工事基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルを実施し、各参加事業者から提出された技術提案書及び価格提案書等を厳正に審査した結果、御社の提案が総合的に最も評価が高く本業務の受注候補者として選定されました。

この選定結果を踏まえ、御社を板柳中学校改築工事基本・実施設計業務委託受注候補者として決定しましたので通知いたします。

【問い合わせ先】板柳町教育委員会学務課  
TEL：0172-40-0567（直通）  
FAX：0172-72-1801

板 教 学 発 第 号  
平 成 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名)

殿

板柳町長 成 田 誠

### 受注候補者非選定結果通知書

この度、板柳中学校改築工事基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルを実施し、各参加事業者から提出された技術提案書及び価格提案書等を厳正に審査した結果、残念ながら受注候補者として選定されませんでした。

今回、公募型プロポーザルにご参加いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

受注候補者に決定した事業者

事業者名：

評価点数：

御社の評価点数：

【問い合わせ先】板柳町教育委員会学務課  
TEL：0172-40-0567（直通）  
FAX：0172-72-1801